

第39回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

次 第

日 時：令和3年2月19日（金）14時00分～
場 所：県庁12階大会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. 今後における本県の対応について
3. 「Go To イートキャンペーン」及び「うどん県泊まってかがわ割」について
4. その他

香川県の現状

【1/9～感染拡大防止対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
14人	32人

2月 累積新規感染者数 (2月18日現在)	1月 累積新規感染者数
73人	349人

指 標	2月18日現在	(参考) 国分科会提言 (R28.7) における指標及び目安	
		ステージⅢ	ステージⅣ
①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 1.5人 <直近1週間(2.12～2.18) 14人>	1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
②感染経路不明者数の割合	71.4% <①の14人のうち感染経路不明は10人>	50%以上	
③直近1週間と先週1週間の比較	0.4 <先週1週間(2.5～2.11) 32人>	1を超える	
④病床のひっ迫具合 (病床全体)	13.1% <入院患者26人 / 病床199床>	20%以上	50%以上
〃 (うち重症者用病床)	3.8% <重症患者1人 / 病床26床>	20%以上	50%以上
⑤療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 3.7人 <35人 [入院26、宿泊療養等9]>	10万人当たり 15人以上	10万人当たり 25人以上
⑥直近1週間のPCR陽性率	0.3% <陽性14人 / 検査数5518人>	10%以上	

「感染拡大防止対策期」から「感染警戒期」への移行に当たってのお願い

～知事から県民の皆様へのメッセージ～

本県では、年末年始における新規感染者の急増を受け、1月9日から警戒レベルを「感染拡大防止対策期」に引き上げ、県民の皆さまには、県内での不要不急の外出や県外への不要不急の往来を慎重に検討していただくほか、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来自粛を協力要請するとともに、事業者の皆さまには、業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実践をお願いしてまいりました。

改めまして、県民の皆さま、事業者の皆さまが感染防止にご協力いただいていることに対し、感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医師、看護師をはじめとする医療従事者の皆さまに対しましても、心から御礼申し上げます。

1月9日に「感染拡大防止対策期」に位置付けて以降、これまで2度の期間延長を行い、2月26日までを対策期間としておりましたが、このところの県内の新規感染者数や病床数のひっ迫具合などに減少の傾向が継続してみられること、また、緊急事態宣言対象区域をはじめ、全国の感染状況も減少していることなどを総合的に判断し、「感染拡大防止対策期」の対策期間を1週間前倒しし、明日2月20日以降、警戒レベルを「感染警戒期」に引き下げることとします。

「感染警戒期」においては、これまでの「感染拡大防止対策期」における対応のうち、県内の不要不急の外出を慎重に検討していただくことの協力要請は解除したうえで、感染者が多く確認されている都道府県への不要不急の往来は引き続き慎重に検討していただくことなどの対策を取ることとします。また、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は引き続き自粛をお願いします。

なお、対策期間につきましては「当分の間」とし、次の対策期への移行については、今後の新規感染者数の傾向や指標などを踏まえ、総合的に判断することとしますが、今後の新規感染者数の増加により、感染拡大の恐れがある場合には、速やかに警戒レベルの引上げや必要な対策を講じることとします。

いずれにいたしましても、今回、「感染警戒期」に移行しても、再度の感染拡大といった事態にならないよう、油断せずに対応していく必要があります。県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

なお、ワクチン接種については、現在、各市町や医療機関、関係団体等と緊密な連携のもと準備を進めているところであり、円滑な接種が行われるよう県としてその対応に万全を期してまいります。

こうした感染防止対策を講じていただくことを前提として、今後は、県内経済への影響を適切に把握して必要な対策を講じつつ、社会経済活動の維持・回復にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

令和3年2月19日

香川県知事 浜田 恵造

感染警戒期における対策（2月20日以降）について

令和3年2月19日

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

（1）外出について

- 感染拡大地域（新規感染者数が5人以上/人口10万人/週を目安）への不要不急の移動については慎重に検討するよう協力要請
また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあつては、特に慎重に検討するよう協力要請
県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
 - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
別添2（省略）：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
 - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に利用することを協力要請
別添3（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があつた場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

（2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
別添5（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
別添2（再掲）：業種別ガイドライン
別添7（省略）：今後における適切な感染防止対策
別添8（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添 3（再掲）：かがわコロナお知らせシステム

別添 9（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること

・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること

・手洗い・手指消毒を徹底すること

・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること

・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと

・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

○介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

○催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請

協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添 10（省略）：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添 11（省略）：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

（別紙「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応」のとおり）

国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について

令和3年1月8日

令和3年2月3日改正

○対象期間：1月8日（金）～3月7日（日）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

（1）外出について

- ・緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来自粛の協力要請
- ・日程の延期ができない、また、オンラインなどで代替がきかない不要不急以外の用件で緊急事態宣言対象区域を往来する場合は、感染防止対策を徹底し、対象区域となる都道府県の要請に従うよう協力要請

（2）飲食について

- ・緊急事態宣言対象区域から参加者の来県が想定される催物の前後における大人数での会食等を控えるよう協力要請

2. 事業者への協力要請（法第24条第9項）

- ・香川県に本社・本店が所在する企業に対し、緊急事態宣言対象区域に有する支社・支店等におけるテレワークの徹底について協力要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- ・緊急事態宣言対象区域から参加者の来県が想定される催物の主催者に対し、催物の前後における大人数の会食等を控えるよう呼びかけることの協力要請

4. 緊急事態宣言対象区域から来県される方への協力依頼（法によらない協力依頼）

- ・お住まいの地域において、感染拡大の状況を踏まえ、地域外への移動についてどのような対応が求められているのかを十分確認するよう協力依頼
- ・体調が悪い方や来県前2週間以内に『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当するような感染リスクの高い行動をとった方は、本県への帰省や旅行等を控えるよう協力依頼

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年5月15日
 令和2年8月21日改正
 令和2年12月8日改正
 令和3年1月8日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)
移行基準	①直近1週間の累積新規感染者数 (直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数)	—	5人程度以上 (0.5人以上)	24人程度以上 (2.5人以上)	48人程度以上 (5人以上)	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
	②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
	③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	④病床のひっ迫具合(病床全体)	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	④病床のひっ迫具合(うち重症者用病床)	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	⑤療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数※) ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	—	—	—	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	10%以上	10%以上
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間(少なくとも2週間)経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断				
○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討							
共通事項(※1)		3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ(COCOA)」のインストール・積極的活用					
対応方針	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	(1)の対策の徹底	【法24⑨による要請】 ・(1)の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法24⑩による要請】 ・(1)②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討 ・特に、県内のクラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への外出自粛の要請を検討	【法24⑨による要請】 ・(4)の対策に加え、感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への県内での外出自粛の要請を検討 ・他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討	【法24⑨又は法45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		【法24⑨による要請】 ・(1)の対策の強力な推進	【法24⑩による要請】 ・(3)の対策に加え、クラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法24⑨による要請】 ・(3)の対策に加え、感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法24⑨又は法45②による要請】 ・(3)の対策に加え、感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き特措法対象施設等への休業等の要請を検討
	イベント等の開催(※3)	【法に基づかない協力依頼】 ・「催物(イベント等)の開催に当たっての留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		【法24⑨による要請】 ・(1)の対策と同様	【法24⑩による要請】 ・(1)の対策と同様	【法24⑨による要請】 ・(1)の対策に加え、全国的かつ大規模イベント等の中止又は延期の要請を検討	【法24⑨又は法45②による要請】 ・原則中止・延期の要請を検討
	県有施設等における対応	・適切な感染防止対策を講じた上で開館		・(1)の対策と同様	・(1)の対策と同様	・(1)の対策に加え、多数集客施設、観光客誘客施設等の休館の検討	・全ての施設の休館を検討
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 休業等を要請する「感染拡大につながる恐れのある施設」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言が発出された場合は、基本的対処方針や緊急事態宣言対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討							

令和 3 年 2 月 19 日
経 営 支 援 課

Go To Eat キャンペーンに係る本県の対応について

Go To Eat キャンペーンの実施主体である農林水産省からの要請に基づき、令和 3 年 3 月 7 日（日）まで、同キャンペーンにおける食事券やオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけに同意してきたところですが、県内の感染拡大に一定の減少傾向が確認されることから、県の警戒レベルの「感染警戒期」への移行とあわせて、同キャンペーンにおける食事券等の利用自粛の呼びかけの期間を令和 3 年 2 月 19 日（金）までとするよう、農林水産省に依頼します。



令和3年2月19日（金）
 部署名：交流推進部観光振興課
 総務・誘客推進グループ
 担当者：河内、仲川
 連絡先：ダイヤルイン 087-832-3361
 087-831-1111（内線 3580）

「うどん県泊まってかがわ割」の再開について ～香川県内にお住まいの方を対象～

事業の適用を一時停止していた「うどん県泊まってかがわ割」について、県内にお住まいの方を対象に再開します。

<事業概要>

1. 助成対象期間 令和3年2月20日（土）から令和3年3月31日（水）宿泊分まで
 ※予約の受付は、2月20日（土）以降、準備が整った宿泊施設から開始し、予算に達した時点で終了となります。
2. 助成対象者 香川県内にお住まいの方
3. 割引を受けるために
宿泊施設に直接ご予約ください。
 - ・「うどん県泊まってかがわ割」対象の宿泊施設に、直接、宿泊予約をしてください。その際、「うどん県泊まってかがわ割」を利用することをお伝えください。
 - ・宿泊施設にお泊まりの際は、住所がわかる身分証明書等をご持参下さい。
 - ・宿泊施設で割引された金額での精算となります。
 - ・対象の宿泊施設は、公式ホームページ（下記）等でご確認ください。

<割引額>

1人1泊あたりの販売額	割引額	<ul style="list-style-type: none"> ・予約のない宿泊は対象となりません。 ・利用回数に制限はありません。 ・お子様の場合も適用いたします。 ・国のGoToトラベルが再開すれば、割引の併用が可能です。（日帰り旅行除く） ※宿泊施設にお問い合わせください。
3,000～ 5,999円	1,500円	
6,000～ 9,999円	3,000円	
10,000～13,999円	5,000円	
14,000円以上	7,000円	

4. 注意事項

県内の感染状況等により、事業の適用を一時停止する場合がありますので、公式ホームページで今後お知らせする最新情報に十分ご注意ください。

5. お問い合わせ先

【うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住所：〒760-0028 高松市鍛冶屋町7-6（JTB高松ビル4階）

営業時間：平日10:00～17:00（土日祝は休み）

公式HP：<https://www.kagawa-wari.com/>



病床確保計画の変更について

これまでの確保病床数	新たな確保病床数
199床（うち、重症者26床）	<u>209床</u> （うち、重症者26床）

【変更前】

フェーズ	移行のタイミング	※即応病床(計画)数		フェーズ移行時の入院患者数		宿泊療養施設		療養可能数 ①+③	療養者数 ②+④
		即応病床計画数①	うち重症患者用	入院患者数②	うち重症者数	居室数③	療養者数④		
1	(準備期)	90	15	30	4	101	15	191	45
2	入院患者数がフェーズ1の即応病床の1/3を超える	128	20	64	8	101	31	229	95
3	入院患者数がフェーズ2の即応病床の1/2を超える	199	26	154	22	101	73	300	227



【変更後】

フェーズ	移行のタイミング	※即応病床(計画)数		フェーズ移行時の入院患者数		宿泊療養施設		療養可能数 ①+③	療養者数 ②+④
		即応病床計画数①	うち重症患者用	入院患者数②	うち重症者数	居室数③	療養者数④		
1	(準備期)	<u>99</u>	15	<u>33</u>	4	101	<u>19</u>	<u>200</u>	<u>52</u>
2	入院患者数がフェーズ1の即応病床の1/3を超える	<u>142</u>	20	<u>71</u>	<u>9</u>	101	<u>36</u>	<u>243</u>	<u>107</u>
3	入院患者数がフェーズ2の即応病床の1/2を超える	<u>209</u>	26	154	22	101	73	<u>310</u>	227

※即応病床数…患者の発生・受入れ要請があれば、即時に患者受入れを行う病床数

<重点医療機関及び協力医療機関>

重点医療機関: 10機関 → 12機関

※新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関

協力医療機関: 8機関 → 7機関

※新型コロナウイルス感染症患者としての確定診断がつくまでの間、新型コロナウイルス疑い患者専用の個室を設定して当該患者を受入れ、必要な救急医療等を提供する医療機関

介護施設等従事者の一斉検査について

- 高齢者施設における感染拡大の防止を図るとともに、利用者やその家族、そこで働く職員が安心して介護サービスを利用・提供できるよう、特に緊急性・重要性が高い介護施設等従事者を対象に、PCR検査を実施。

申込期間 2月4日（木）～2月19日（金） [3月2日（火）まで延長]

実施主体	2月18日12時現在累計			全体
県	申込状況		213 施設 7,125 人	340 施設 約9,000 人
	検査結果	検査済	1,862 人	
		陰性	1,862 人	
陽性	0 人			
高松市	申込状況		187 施設 6,240 人	271 施設 約6,000 人
	検査結果	検査済	1,561 人	
		陰性	1,561 人	
陽性	0 人			

県立学校における対応について

1 内容

- (1) 県立学校の部活動においては、宿泊を伴う活動や県外での練習試合への参加及び県外からの選手・チームの招へいを、本年1月9日から、原則として禁止しているが、教育活動の一環として真に必要なものについては、2月20日から実施できることとする。
- (2) 児童生徒と同居する家族にかぜ症状が見られ、保護者等から登校を見合わせたいと申し出があった場合は、「感染拡大防止対策期」への移行を受けて、欠席とせず学校保健安全法第19条に基づく出席停止の扱いとできることにしているが、この措置については「感染警戒期」への移行後も継続する。

2 県外遠征等の実施に当たっての留意点

- 緊急事態宣言対象区域への遠征等（選手・チーム・指導者等の招へいを含む）は自粛すること。（ただし、全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加は可とする。）
- 最新の感染状況を踏まえ、移動先等で感染防止の行動が適切に取れるか、日程を延期することができないかなど、慎重に検討すること。
- 部活動顧問のみで実施を決定するのではなく、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- 参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。
- 主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。
- 活動前後における交流会や懇親会等への参加については厳に慎むこと。

香川県の現状

【1/9～感染拡大防止対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
14人	32人

2月 累積新規感染者数 (2月18日現在)	1月 累積新規感染者数
73人	349人

指 標	2月18日現在	(参考) 国分科会提言 (R28.7) における指標及び目安	
		ステージⅢ	ステージⅣ
①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 1.5人 <直近1週間(2.12～2.18) 14人>	1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
②感染経路不明者数の割合	71.4% <①の14人のうち感染経路不明は10人>	50%以上	
③直近1週間と先週1週間の比較	0.4 <先週1週間(2.5～2.11) 32人>	1を超える	
④病床のひっ迫具合 (病床全体)	13.1% <入院患者26人 / 病床199床>	20%以上	50%以上
〃 (うち重症者用病床)	3.8% <重症患者1人 / 病床26床>	20%以上	50%以上
⑤療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 3.7人 <35人 [入院26、宿泊療養等9]>	10万人当たり 15人以上	10万人当たり 25人以上
⑥直近1週間のPCR陽性率	0.3% <陽性14人 / 検査数5518人>	10%以上	

感染警戒期

引き続き十分な警戒のもと行動を

新型コロナウイルス感染症

感染警戒期における対策

2/20（土）以降、当分の間

県民の皆様へのお願い

外出について

- ・ 直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が5人以上の感染拡大地域への不要不急の移動は慎重に
- ・ また、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が15人以上の地域にあつては、特に慎重に
- ・ 緊急事態宣言対象区域との不要不急の往来は自粛を（～3/7まで）